

■総務課から

愛南町職員の給与・定員管理等についてお知らせします

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び愛南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、愛南町の給与・定員管理等を公表します。なお、紙面の都合上、詳細についてはホームページに掲載させていただきます。詳しくは、総務課職員係(TEL72-1211)までお問い合わせください。

②技能労務職

区分	公務員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
愛南町	52.9歳	23人	254,100円	262,878円
うち用務員	52.8歳		245,500円	251,838円
うち自動車運転手	53.4歳		277,600円	292,800円
うち清掃職員	—歳		—円	—円
うち学校給食員	57.3歳		275,300円	280,800円
うちその他技能労務職	51.6歳		260,700円	274,100円
愛媛県	50.7歳	254人	331,991円	369,358円
国	50.2歳	2,994人	289,141円	325,318円

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分		愛南町	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	177,600円	総合職 187,000円 一般職 174,200円
	高校卒	142,100円	144,300円	一般職 142,100円
	技能労務職	136,400円	140,099円	—
	中学卒	124,800円	124,432円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区分		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	251,128円	276,344円	325,833円
	高校卒	205,981円	247,258円	299,179円
技能労務職	高校卒	—	219,573円	225,900円
	中学卒	187,703円	—	231,390円

(注) 経験年数は、実際の勤続年数に採用前の前歴期間を加えた年数です。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	総括課長	2人	0.8%
5級	課長	31人	12.4%
4級	課長補佐	54人	21.6%
3級	係長・主任	75人	30.0%
2級	主査	60人	24.0%
1級	主事	28人	11.2%

(注) 1 愛南町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口 (平成26年度末現在)	歳出額 (A)	実質 収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成25年度の 人件費率
平成26 年度	人 23,412	千円 16,518,101	千円 504,964	千円 3,057,450	% 18.5	% 20.4

(注) 1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計(一般・温泉)決算です。
2 人件費には、特別職の給与、共済組合負担金、公務災害補償費等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 (A)	給与費				与費 (B/A)
		給料	職員手当	勤労 手当 ・ 期末 手当	計 (B)	
平成26 年度	人 384	千円 1,384,029	千円 200,277	千円 503,328	千円 2,087,634	千円 5,437

(注) 1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計予算です。
2 職員手当には、退職手当を含みません。
3 職員数は、平成26年4月1日現在の職員数です。

(3) 特記事項

- 特別職の給料月額を愛南町特別職等の職員の給料の特例に関する条例(平成19年愛南町条例第14号)に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、以下のとおり減額支給しています。
 - ・町長：給料月額 3.5%減額(770,000円→743,050円)
 - ・副町長：給料月額 3.5%減額(625,000円→603,125円)
 - ・教育長：給料月額 3.5%減額(570,000円→550,050円)
- 管理職手当の見直しを行い、平成21年4月1日より定額制に改正し、以下のとおり減額支給しています。
 - ・平成22年1月から 総務課長(25,000円減額)、会計管理者等(18,000円減額)、課長等(15,000円減額)、所長心得(10,000円減額)

2 一般行政職給料表の状況

(平成27年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の 給料月額	137,600 円	187,700 円	223,900 円	258,300 円	285,000 円	315,800 円
最高号級の 給料月額	244,900 円	301,900 円	347,700 円	378,700 円	390,700 円	407,900 円

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況

(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛南町	45.0歳	303,600円	339,481円
愛媛県	44.9歳	346,626円	441,040円
国	43.5歳	334,283円	408,996円

(3) 退職手当（平成27年4月1日現在）

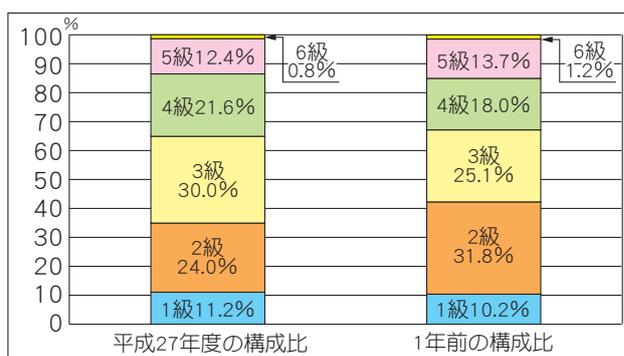
区分	愛南町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置		定年前早期退職特別措置(2~20%加算)		定年前早期退職特別措置(2~20%加算)
1人当たり平均支給額	6,164千円	17,941千円		
退職手当の調整額	職務の級等の区分に応じた6段階の調整月額を決め、職員の在職期間のうち、その月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		職務の級等の区分に応じた6段階の調整月額を決め、職員の在職期間のうち、その月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給した平均額です。

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

平成25年度決算	支給実績	4,794千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	67,521円
	職員全体に占める手当支給職員の割合	18.8%
平成26年度	手当の種類（手当数）	9

手当の名称	主な支給対象業務職員	左記職員に対する支給単価
税徴収等手当	町税の徴収に関する事務に従事した職員	日額250円
防疫作業手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護に従事した職員	日額700円
	感染症の病原体に付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事した職員	
	家畜伝染病の病原体を有する家畜若しくは家畜病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員	
野猿駆除手当	野猿駆除に従事した職員	1回2,000円
行旅病人等収容手当	行旅病人の収容作業に従事した職員	1回1,000円
	行旅死亡者の収容作業に従事した職員	1回3,000円
ごみ処理・し尿処理手当	ごみ処理及びし尿処理に従事した職員	月額5,000円
火葬業務・火葬処理手当	やむを得ない事情により火葬処理に従事した職員	月額5,000円
夜間勤務手当	あけぼの荘における夜間勤務に従事した職員	日額250円
	環境衛生センターにおける夜間ごみ焼却業務に従事した職員	1回1,000円
消防職手当	消防職員のうち、階級を有し、制服を着用し、消防事務に従事する者(事務専従職員は、支給対象外)	1日250円
救急出場手当	救急救助業務に従事した職員(救急救命士が出場し、特定行為を実施した場合は、250円を加算)	1回250円



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

愛南町職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき、毎年1回定期的に勤務成績の評定を行い人事管理の基礎資料とし、公務能力の発揮及び増進を図っています。

勤務評定は、評定を受ける職員の所属する管理職職員が評定者として、所属職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、副町長及び総務課長が調整者として、評定結果の調整を行います。

調整した評定結果は町長が最終確認をし、人事異動、昇任及び昇給等に活用しています。

勤務評定による昇給区分は以下のとおりです。

昇給区分	評定区分				
	A	B	C	D	E
	特にすぐれている	すぐれている	普通である	普通よりも劣る	よくない
54歳以下 号給数	8以上	6	4	2	0
55歳以上 号給数	2以上	1	0	0	0

また、人事異動に当たっての希望、勤務状況についての自己評価、現在の仕事についての成果などを申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成26年度）

区分	愛南町		愛媛県		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.60月分	1.50月分	2.60月分	1.50月分	2.60月分	1.50月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
1人当たりの平均支給額	1,354千円		1,623千円		-	

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

愛南町職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき、年2回勤務成績の評定を行い、勤勉手当成績率に反映し、公務能力の発揮及び増進を図っています。

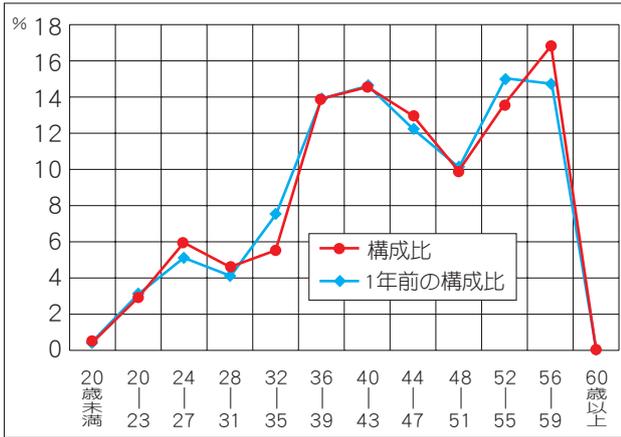
勤務評定は、評定を受ける職員の所属する管理職職員が評定者として、所属職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、副町長及び総務課長が調整者として、評定結果の調整を行います。

調整した評定結果は町長が最終確認をし、勤勉手当へ反映しています。

(2) 時間外勤務手当

平成26年度決算	支給実績	89,087千円
	職員1人当たり平均支給年額	236千円
平成25年度決算	支給実績	77,272千円
	職員1人当たり平均支給年額	201千円

(3) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	13	27	21	25	63	66	58	45	61	76	0	455
構成比	0.0	2.9	5.9	4.6	5.5	13.9	14.5	12.8	9.9	13.5	16.7	0.0	100
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(注) 職員数は一般職に属する職員数(教育長1人を除く。)であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員、宇和島地区広域事務組合出向職員等(平成26年4人及び平成27年4人)を除いています。

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分 (平成26年度)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	-	-	-	-	0件
心身の故障の場合	第28条第1項第4号 第2項第1号	-	-	-	-	0件
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	-	-	-	-	0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	-	-	-	-	0件
刑事事件に関し、起訴された場合	第28条第2項第2号	-	-	-	-	0件
失職した場合	第28条第4項	-	-	-	-	0件
合計		0件	0件	0件	0件	0件

6 特別職の報酬等の状況

(平成27年4月1日現在)

区分	給料月額等 減額後	平成27年度期末手当支給割合			
		6月期	12月期	計	
給料	町長	770,000円	1.475月分	1.625月分	3.10月分
	副町長	625,000円	1.475月分	1.625月分	3.10月分
	教育長	570,000円	1.475月分	1.625月分	3.10月分
報酬	議長	281,800円	1.475月分	1.625月分	3.10月分
	副議長	223,600円	1.475月分	1.625月分	3.10月分
	議員	181,000円	1.475月分	1.625月分	3.10月分

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数			主な増減理由
		平成26年	平成27年	対前年増減数	
一般行政部門	議会	3人	3人	0人	
	総務	57人	57人	0人	
	税務	13人	13人	0人	
	民生	97人	96人	△1人	育児休業者補充のため増員
	衛生	42人	40人	△2人	育児休業者補充、業務見直しによる減員
	農林水産	28人	27人	△1人	統廃合による減員
	商工	12人	12人	0人	
	土木	13人	13人	0人	
	小計	265人	261人	△4人	
特別行政部門	教育	70人	69人	△1人	退職者不補充による減員
	消防	49人	47人	△2人	業務見直しによる増員
	小計	119人	116人	△3人	
公営企業等会計部門	病院	41人	40人	△1人	業務見直しによる減員
	水道	13人	13人	0人	
	交通	0人	0人	0人	
	下水道	1人	1人	0人	
	その他	23人	24人	1人	業務見直しによる減員
	小計	78人	78人	0人	
	合計	462人	455人	△7人	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数(教育長1人を除く。)であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員、宇和島地区広域事務組合出向職員等(平成26年4人及び平成27年4人)を除いています。

(2) 職員数の推移

部門	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	309人	293人	274人	267人	265人	261人	△48人 (△15.5%)
教育	88人	87人	82人	73人	70人	69人	△19人 (△21.6%)
消防	43人	45人	49人	50人	49人	47人	4人 (9.3%)
普通会計計	440人	425人	405人	390人	384人	377人	△63人 (△14.3%)
公営企業等会計計	80人	80人	78人	77人	78人	78人	△2人 (△2.5%)
総合計	520人	505人	483人	467人	462人	455人	△65人 (△12.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です(教育長1人を除く。)

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持、疾病予防対策の状況（平成27年度）

区分	概要
職員定期健康診断	年に1度、本庁及び各支所において、以下の職員定期健康診断を行いました。 (健診内容) 身体測定、血圧測定、視力・聴力検査、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、胸部X線検査、眼底検査、大腸がん検査、前立腺がん検査(40歳以上男性対象)、腎機能痛風検査、糖尿病検査、乳がん検査
健康相談	上記職員定期健康診断後に、産業医、保健師及び栄養士による健康相談を実施し、職員の健康確保に努めました。
産業医職場巡視	定期的に産業医が職場を巡視し、業務や業務環境を観察することを通じて、健康障害の防止及び快適な職場環境の形成を図りました。

(2) 職場の安全衛生の状況（平成27年度）

労働安全衛生法等に基づき、衛生委員会の設置、産業医、衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全と健康の確保のため安全衛生管理体制を整備しています。

(3) 福利厚生制度に係る負担状況（平成26年度普通会計決算）

区分	負担金額
共済組合負担金	480,791千円
愛媛県立学校共済組合	18,181千円
愛媛県市町村互助会	2,789千円

(4) 公務災害の状況（平成26年度）

平成25年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取下げ件数	平成26年度末現在未処理件数
1件	1件	1件	0件	0件	0件

(5) 通勤災害の状況（平成26年度）

平成25年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取下げ件数	平成26年度末現在未処理件数
1件	0件	1件	0件	0件	0件

(6) 勤務条件に関する措置要求の状況（平成26年度）

区分	平成25年度末係属件数	措置要求件数	終結件数	平成26年度末係属件数
給与	—	—	—	—
旅費	—	—	—	—
勤務時間	—	—	—	—
休暇	—	—	—	—
執務環境	—	—	—	—
福利厚生	—	—	—	—
任用	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
計	0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

(7) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成26年度）

区分	平成25年度末係属件数	措置要求件数	終結件数	平成26年度末係属件数
分限処分	降任	—	—	—
	休職	—	—	—
	免職	—	—	—
懲戒処分	戒告	—	—	—
	減給	—	—	—
	停職	—	—	—
その他	—	—	—	—
計	0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して不服申立てをすることができる。

(2) 懲戒処分（平成26年度）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	1件	—	—	—	1件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	1件	—	—	—	1件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	第29条第1項第3号	—	—	—	—	0件
合計		2件	0件	0件	0件	2件

9 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇（平成26年1月1日～同年12月31日）

総付与日数(A)	総取得日数(B)	全対象職員数(C)	平均取得日数(B/C)	消化率(B/A)
8,915日	1,703日	227人	7.5日	19.1%

(注) 1 全対象職員数とは、平成26年1月1日から同年12月31日までの全期間を在職した一般職員に限り、当該期間の中で中途に採用した者、退職した者、当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員及び派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総取得日数とします。

2 総付与日数とは、平成26年1月1日現在において各職員に付与した日数(前年からの繰越分を含む。)を全対象職員にわたって合計したものです。

(2) 育児休業等の取得状況（平成26年度）

区分	男性	女性	合計
育児休業取得者数	—	8人	8人
うち新規取得者数	—	3人	3人
部分休業取得者数	—	—	0人
うち新規取得者数	—	—	0人
深夜勤務及び時間外勤務の制限請求者数	—	—	0人
うち新規取得者数	—	—	0人

(注) 1 部分休業とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条に規定する部分休業です。

2 深夜勤務及び時間外勤務の制限とは、愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3に規定する深夜及び時間外勤務の制限です。

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、以下の研修を実施しています。

区分	研修名等		
職場内研修	接遇接客研修、法制執務研修、人事評価研修、人権教育研修ほか		
職場外研修	階層別研修	新採職員研修、中堅職員研修、係長級研修、課長級研修	
	基本研修	法令コース	行政法講座、民法講座、地方自治法講座、法制執務講座
		政策形成コース	政策立案講座、政策法務講座、問題解決能力講座
	ステージアップ研修	対人能力コース	折衝力・交渉力講座、プレゼンテーション講座、クレーム対応講座、ロジカルシンキング講座
		管理能力コース	マネジメント能力講座、意思決定能力講座、広報とマスコミ対応講座
		行政経営コース	県民との協働推進講座、CS(生活者満足度)向上講座
行政実務コース	法人会計講座(複式簿記入門コース、営利法人コース)、文章力向上講座		
派遣研修	専門研修機関 官公庁	市町村アカデミー 愛媛県	

■企画財政課から

行政評価委員会から答申書が提出されました

【行政評価委員会による審議経過・結果】

行政評価委員会は、平成26年度に実施した5つの事業について、担当課へのヒアリングなど計3回にわたり審議を行い、2月16日に町長に答申を行いました。

今後は、答申を受けて庁内で検討し、それぞれの事業に反映させていきます。

◆行政評価とは

行政が実施する事業について、「どのような成果があったか」、「必要性や効率性はどうか」などの視点から評価をする手法で、行政自身のみならず、住民で構成する「行政評価委員会（中山孝二委員長）」により客観的・多角的に評価を行っています。



事業分野	事業名	評価
水産業の振興	地域産業研究・普及センター管理運営事業	このまま継続／執行方法の改善
子育て環境の充実	放課後児童クラブ事業（夏休み子ども教室含む。）	このまま拡大
環境の保全	再生可能エネルギー導入可能性調査委託業務	執行方法の改善
生涯学習の充実	トレッキング・ザ・空海あいなん開催事業	このまま継続
農林業の振興	有害鳥獣対策事業 ・農作物鳥獣害防止対策推進事業費補助金 ・有害鳥獣駆除事業 ・森林保全ニホンジカ捕獲推進事業 ・鳥獣被害防止総合対策事業 ・鳥獣被害防止総合対策事業（緊急捕獲活動支援事業）	このまま拡大

※詳しくは、町ホームページに掲載の「平成27年度行政評価諮問事業に係る答申書」をご覧ください。

■建設課から

土砂災害について考えました

2/12

毎年6月の「土砂災害防止月間」の活動の一環として実施された「土砂災害防止に関する作品コンクール」で、町内小中学校の8名の作品が入選しました。

絵画と作文に分けて行われたコンクールには全国から合計3,646点の応募があり、小学生の部では、最高賞に当たる国土交通大臣賞を両部門とも本町の児童が受賞しました。

【入賞者は次のとおりです。】

※学年は2月12日現在

国土交通大臣賞（最優秀賞）

田村隆宏くん（東海小5年）絵画

中須賀千陽さん（緑小4年）作文

国土交通事務次官賞

兵頭亜佳音さん（内海中3年）作文

愛媛県砂防協会会長賞

安田匠くん（中浦小5年）絵画

大戸凜さん（中浦小6年）作文

愛媛県砂防ボランティア協会会長賞

西口昌成くん（緑小1年）絵画

澤近奏太くん（東海小6年）絵画

尾崎千晟くん（一本松中1年）作文



国土交通大臣賞（作文） 中須賀千陽さん



国土交通大臣賞（絵画） 田村隆宏くん

先人の経験や知恵を学ぶ

四国防災八十八話及び

愛南町の災害体験談感想文コンクール

3/5

尊い犠牲を伴った先人の経験や知恵を学び、それを自分の経験や知恵とすること(経験の共有)を目的として、町内全小中学校を対象に「四国防災八十八話」

「愛南町の災害体験談」及び「愛南町の災害体験談」を題材とした感想文コンクール(町防災教育推進懇談会主催)を実施しました。

【入賞者は次のとおりです。】
※学年は3月5日現在

小学生の部

最優秀賞

岡野七海さん(東海小6年)

「過去と今を伝えて」

優秀賞

瀨本野湖さん(長月小5年)

「『第43話・長女が津波に奪われた』を読んで」

新谷真央くん(平城小5年)

「日ごろの備えをしつかりと」

中学生の部

最優秀賞

宮崎莉子さん(御荘中2年)

「命を守る防災」

優秀賞

最優秀賞

児島兼聖くん(城辺中1年)

「あの時すぐ逃げていれば」

田中莉央さん(篠山中1年)

「安全なふるさとを守るために」



写真左から新谷真央くん、岡野七海さん、宮崎莉子さん、田中莉央さん(児島兼聖くん、瀨本野湖さんは欠席)

水産物の販売力強化戦略を探る

御荘文化センターで「第6回愛南町水産フォーラム」を開催し、町内の水産業関係者など約100人が参加しました。

フォーラムでは、愛媛大学南予水産研究センター(南水研)の鈴木幸子助教が、愛南町で養殖される「スマ」に関する消費調査の結果などを報告したほか、(株)流通研究所(神奈川県)の森岡忠司研究員が、首都圏での愛南町産マダイの販売促進戦略について講演しました。

これらの内容を受け、コーディネーターを務めた南水研の竹ノ内徳人准教授は、「マスク

ミ等に取り上げられ注目されている今こそ、産地は何か手を打たなければならぬ」と訴えました。



■保健福祉課から

むし歯0本、おめでと

愛南町では、5歳児健康診査で、むし歯が0本だったお子さんを表彰しています。

2月に実施した5歳児健診では、23名の受診者のうち11名のお子さんを表彰しました。

小笠原穂香ちゃん(須ノ川)

上原沙弓ちゃん(御荘平城)

中田大耀くん(御荘平城)

原田壮くん(御荘平城)

上田陸翔くん(城辺甲)

北川創也くん(城辺甲)

間口蓮斗くん(城辺甲)

宮本萌衣ちゃん(城辺甲)

中尾奈愛ちゃん(広見)

西尾優花ちゃん(上大道)

長岡海斗くん(船越)

■企画財政課から

愛南町新庁舎の移転についてお知らせします

平成28年3月末に現本庁舎北側1211は、これまでと変更ありませんが、旧庁舎解体工事及び新庁舎外構工事(駐車場整備等)完成まで、町民の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※代表電話番号「08951721

階層	配置課名
1階	税務課、町民課、保健福祉課、高齢者支援課、地域包括支援センター、会計課
2階	町長室、副町長室、総務課、企画財政課、農林課(農業委員会、農業支援センター)、商工観光課(就職支援センター)、水産課、建設課、環境衛生課、水道課
3階	教育長室、学校教育課、生涯学習課、議会事務局、監査委員事務局

また、新庁舎移転に伴い、御荘支所機能は御荘文化センター1階に移転し、5月16日(月)から業務開始となります。

問合せ 企画財政課 TEL 7217317

■生涯学習課から

トライアスロン大会のボランティアを募集します

6月4日(土)に開催される「第5回愛南町いやしの郷トライアスロン大会」で、選手の監視やコースの誘導、選手に水やドリンクを渡すエイド係などをお手伝いしていただけるボランティアを募集します。

参加要件、応募方法など、詳しくはお問い合わせください。
応募締切日 4月20日(水)



問合せ 生涯学習課内 愛南町いやしの郷

トライアスロン大会実行委員会事務局 TEL 7311112

■町民課から

国民健康保険の加入・脱退の手続きはお済みですか

健康保険などに加入・脱退をしたときは、加入・脱退をした日から14日以内に町民課又は各支所に必ず届出をしてください。

◆国保に加入するとき

退職や任意継続保険が喪失した、健康保険の被扶養者から外れたなど、ほかの保険を脱退した場合

届出に必要なもの 健康保険資格喪失証明書、個人番号カード又は通知カード、本人確認書類、印鑑

◆国保から脱退するとき

就職や健康保険被扶養者になるなど、新たな保険に加入した場合

届出に必要なもの 新しい保険証、個人番号カード又は通知カード、本人確認書類、国保の保険証、印鑑

※届出が遅れると保険税を遡って納めることになったり、必要のない保険税を納めてしまうこととなりますので、お早めに手続きをしてください。

問合せ 町民課 TEL 7217300

■町民課から

委員を公募します

次のとおり「愛南町国民健康保険運営協議会」の委員を公募 申し込み方法等、詳しくは

委員の名称	愛南町国民健康保険運営協議会
職務の内容	国民健康保険特別会計全般等、その運営状況についての協議
報酬等の条件	日額7,000円(交通費支給あり)
公募人数	3名(委員定数9名)
任期	委嘱の日から平成30年3月31日まで
応募資格	町内在住の国保被保険者で、20歳以上の方
応募締切日	4月20日(水)

申込み・問合せ 町民課 TEL 7217300

■御荘B & G 海洋センターから

「海洋クラブ員」を募集します



海洋クラブは、豊かな人格形成や体力向上を目的に、年間を通じてマリンスポーツ等様々な活動を展開しています。クラブ員は随時募集しています。お気軽にお申し込みください。

みくください。
加入資格 町内在住の小学校3年生以上の方
年会費 1名5,000円(研修事業等に参加する場合、随時参加費を徴収します。)活動内容や申込方法等、詳しくはお問い合わせください。

申込み・問合せ
御荘B & G 海洋センター
TEL 7211117

■生涯学習課から

あけぼのグラウンド リニューアル記念試合を 開催します

あけぼのグラウンドのリニューアル記念イベントを開催します。当日は、9時30分からのセレモニー終了後、サッカーの記念試合を開催します。会場では餅まきも行いますので、皆さまお誘い合わせのうえ、ご来場ください。(入場無料)

【記念試合】南宇和高校 VS 清水エスパルスユース
会場 あけぼのグラウンド



日時 5月3日(火)
10時30分キックオフ

■問合せ

生涯学習課 TEL 7311111

■税務課から

税金は納期限内に必ず納めましょう

平成28年度町税及び介護・後期高齢者医療保険料の納期月をお知らせします。

町税等の納付は、便利で確実な口座振替をご利用ください。なお、口座振替日は各納期限の日です。振替不能にならないように通帳の残高をよく確認しておいてください。

また、平成28年度の固定資産税納税通知書兼課税明細書・納付書(口座振替をご利用の方以外)は、4月15日(金)に発送する予定です。

■問合せ
税務課
TEL 727301

納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
納期限	5/2 (月)	5/31 (火)	6/30 (木)	8/1 (月)	8/31 (水)	9/30 (金)	10/31 (月)	11/30 (水)	12/26 (月)	1/31 (火)	2/28 (火)	3/31 (金)	
税目	町県民税		1期全期		2期		3期			4期			
	固定資産税	1期全期			2期				3期		4期		
	軽自動車税		全期										
	国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	介護保険料 (1号被保険者普通徴収分)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	後期高齢者 医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度は、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料を見直しています。

愛媛県後期高齢者医療広域連合では、平成28・29年度の保険料を改定しましたので、お知らせします。

保険料の計算方法

1人当たりの保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と前年所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

【保険料の負担を軽減します】

◇所得の低い方

世帯の所得水準に応じて、均等割額を最大9割軽減します。今回も、2割軽減と5割軽減の対象が拡大されました。また、総所得金額等から33万円(基礎控除額)を差

【年金収入ごとの保険料年額(単身世帯の一例)】

年金収入	軽減割合	平成28・29年度	平成26・27年度との比較
80万円	均等割9割軽減	4,630円	110円増
150万円	均等割8.5割軽減	6,940円	160円増
200万円	均等割2割軽減 所得割5割軽減	58,570円	1,120円増

問合せ

愛媛県後期高齢者医療広域連合 TEL 089-911-7733

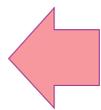
町民課 TEL 7217300

入院時の食事が見直しされました

平成28年4月1日から、入院したときに医療機関の窓口で負担していた食事が、1食当たり360円に見直しされました。※指定難病の方又は小児慢性特定疾病の方の食事はこれまでどおりです。

【これまで】

一般(左記以外の方)	低所得I
住民税非課税 世帯低所得II 90日以上	100円
過去1年間の入院が90日以内	160円
過去1年間の入院が90日以上	210円
低所得I	260円



【平成28年4月1日】

一般(左記以外の方)	低所得I
住民税非課税 世帯低所得II 90日以上	100円
過去1年間の入院が90日以内	160円
過去1年間の入院が90日以上	210円
低所得I	360円

住民税非課税世帯の方は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。窓口で交付を受けて入院時に医療機関に提出してください。

問合せ 町民課 TEL 7217300

【平成28・29年度 保険料の計算方法】

保険料(年額)	=	均等割額	+	所得割額
限度額57万円 *10円未満切捨て		46,308円		$\left(\frac{\text{総所得金額等} - 33\text{万円}}{\text{基礎控除額}} \right) \times \text{所得割率} 9.1\%$

■町民課から

国民年金保険料の学生納付特例制度を

ご存知ですか

20歳になれば、学生の方も国民年金に加入して保険料を納めることとなります。学生納付特例制度は、所得が少なく保険料を納めることが困難な学生の方が、将来、年金を受け取ることでできなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

式の申請書を送付(3月末送付予定)された方で、引続き申請する場合は、その申請書に学校名、氏名、住所等を記入のうえ郵便ポストに投函してください。
※学校が変わった場合は、再申請が必要です。

【承認されると】

【ご本人の所得のみで審査】
学生納付特例はご本人の所得のみで判定します(一般の保険料免除の場合は、世帯主等の所得も含めて免除の対象となるか判定)。申請は毎年度必要です。

承認期間中のケガや病気などで障害が残ったときは、一定の条件を満たせば障害基礎年金が支給されます。承認期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間(25年)には算入されませんが、追納をしなければ年金額には反映されません。

【手続きされる方は】

お住まいの市町役場の国民年金担当窓口又は年金事務所でお手続きください。

○必要なもの 年金手帳・学生証又は在学証明書(原本)・印鑑

【手続きの簡素化】

前年度に承認され、ハガキ様

承認期間については、保険料を10年前に遡って納付する「追納制度」があります(2年を過ぎると、経過した年数に応じて保険料に加算額が付きまします)。

問合せ

宇和島年金事務所 国民年金課

TEL 089512215344

町民課 TEL 7217300

税務課等から

4月納税等のお知らせ

固定資産税	1期分/4期分 全期
保育所保育料	月末
下水道使用料	月末

町税を滞納している方には、まず督促状によって納税を促しています。町税を滞納されますと、本来、納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。
①町税等、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は、毎月、当月分が月末に振替となります。
②下水道使用料・簡易水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月の10日です。
※該当日が休日の場合は翌日となります。

■消防本部から

「危険物取扱者試験」と「準備講習会」を開催します

【平成28年度

危険物取扱者試験(第1回)】

試験日 6月26日(日) 10時～
会場

- ・学生 県立吉田高等学校ほか
- ・一般 愛媛大学
- ・願書受付
- ・書面申請

4月12日(火)～22日(金)必着
・電子申請
4月9日(土)～19日(火)

※受験願書は愛南町消防本部にあります。

試験種類 甲・乙・丙種の全種類(吉田会場は乙種第4類と丙種の2種類)

【準備講習会】

日時 5月20日(金)、21日(土)の2日間

会場 宇和島地区広域事務組合 消防本部4階大会議室

※受講料のほか、テキスト代が別途必要です。

受験料や受講料等、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 愛南町消防本部

TEL 7210119

今月の社会保険・年金一日相談(予約制)

○4月19日(火)

10時～15時30分

(城辺商工会館2階)

問合せ 宇和島年金事務所

お客様相談室

TEL 089512215569

電話受付対応時間

8時30分～17時15分

■防災対策課から

備えよう 防災グッズ

愛南町では、緊急避難時持出用品セットを購入する方に補助金を交付します。

補助対象

緊急避難時持出袋、懐中電灯、応急手当に使用するガーゼや消毒液等3品目、保存水、保存食の7品目を揃えたセット
※1世帯につき1セットが補助

対象です。また、本事業及び周辺地域で平成16年度に実施した「わが里づくり事業」において補助を受けた世帯は補助対象外となります。

補助金額 購入価格の2分の1以内(限度額4,000円)

問合せ

防災対策課 TEL 7210131

■保健福祉課から

手話奉仕員養成講座の受講生を募集します

宇和島圏域手話奉仕員養成講座を宇和島市で開催します。講座は「入門課程」と「基礎課程」を実施します。

【手話を学ぼう】入門課程

対象者 手話を初めて学ぶ方
期間 6月6日(月)～11月21日(月)の月曜日(全21回)
19時～21時
募集人員 25人

【手話で話そう】基礎課程

対象者 昨年度以前に「入門課程」を修了した方

期間

5月23日(月)～12月5日(月)の月曜日(全25回)
13時30分～15時30分

募集人員 10人

※両課程とも、会場は宇和島市総合福祉センターで、受講料は無料(ただし、テキスト代3,150円が必要)です。申込締切日は4月28日(木)で、定員になり次第、募集を締め切ります。

申込み・問合せ

宇和島市福祉課障害福祉係

TEL 0895124111

■農業支援センターから

「まきはんべ作り」を体験してみませんか

愛南グリーン・ツーリズム



推進協議会では、「まきはんべ作り体験」の参加者を募集します。山出地区で伝統的な一品として作られている「まきはんべ」を一緒に作ってみませんか。

日時 4月23日(土)
10時～

場所 山出「かんころ館」

定員 10人 (先着順)

体験料 1人 1,000円

申込締切日 4月19日(火)

問合せ

農業支援センター

TEL 7217311

■生涯学習課から

銃砲刀剣類の所持には登録が必要です

平成28年度の銃砲刀剣類の登録審査について、次のとおりお知らせします。なお、審査会にお越しの際は、必ず事前にご連絡ください。

実施日 偶数月に実施します。

会場

愛媛県庁第一別館 11階会議室

費用

・登録申請

1件につき6,300円

・登録証再交付申請
1件につき3,500円
※実施日などの詳細についてはお問い合わせください。

問合せ

生涯学習課 TEL 7311111

愛媛県教育委員会
文化財保護課

TEL 089191212978

■保健福祉課から

「高齢者の肺炎球菌感染症」の予防接種について お知らせします

平成28年度「高齢者の肺炎球菌感染症」予防接種の対象者をお知らせします。詳しくは、4月に配付する回覧文書又は町ホームページをご覧ください。

接種期間

4月1日(金)～

平成29年3月31日(金)

接種回数

生涯1回

自己負担金

4,000円(生活保護受給者は、所定の手続きにより無料に

【平成28年度対象者 ※対象となるのは今年度限りです。】

65歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ
70歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ
75歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ
80歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれ
85歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれ
90歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれ
95歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれ
100歳	大正5年4月2日～大正6年4月1日生まれ

※60歳以上65歳未満の方でも一定の障害のある方は対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

問合せ 保健福祉課 TEL 72-1212

なります。)

予防接種

を一部公費

負担で受け

るには、接

種券及び予

診票が必要

です(持たずに接種した場合は

自費になります。)。接種を希

望される方は、事前に城辺保健

福祉センターへお申し込みくだ

さい。



■建設課から

住宅の新築・リフォーム等補助金を ご活用ください

愛南町では、住宅の新築・リフォーム等を行う町民の方に補助金を交付します。

補助対象住宅

持ち家(親又は子の住宅を含む。)の新築及び増築工事やリフォーム工事等を行う住宅(補助を受けようとする工事が、町のほかの補助制度と重複していないこと。)

補助対象工事

住宅に係る工事費が50万以上で、町内に事業所(支店)を有す

■建設課から

る建築業者等が施工する工事

補助金額

補助対象工事費の10分の1に相当する額(限度額20万円)

※補助申請額が平成28年度予算額に達した場合、受付終了となる場合があります。なお、補助金の交付は、住宅1戸又は申請者1人につき1回限りです。

問合せ

建設課 TEL 72-7313

■建設課から

老朽危険空家除却事業補助金について お知らせします

愛南町では、町内の管理不全な状態となった不良住宅又は空き建築物の除却に係る経費の一部を補助します。

補助対象工事

・空家の不良度が100以上と判断された住宅

・避難路に支障を来すおそれがある住宅

※除却業者は町内に事業所等があり、愛媛県知事許可登録を受けた業者であること

補助金額

補助対象経費の10分の8以内(限度額80万円)

問合せ

建設課 TEL 72-7313

平成28年度「狂犬病予防注射」の日程をお知らせします

月日	地域	場 所	時 間	月日	地域	場 所	時 間
5月24日(火)	内海	網代消防倉庫	8時30分～8時35分	5月26日(木)	西海	武者泊分館	8時50分～8時55分
		えひめ南農協魚神山出張所	8時55分～9時05分			麦ヶ浦集会所	9時10分～9時15分
		油袋漁民センター	9時25分～9時30分			福浦公民館	9時35分～9時45分
		家串公民館	9時50分～9時55分			福浦学校前バス停	10時00分～10時10分
		平落分館	10時10分～10時15分			樽見集会所	10時25分～10時30分
		須ノ川分館	10時35分～10時45分			久家集会所	10時50分～11時00分
		愛南漁協内海支所	11時05分～11時10分			役場西海支所	11時15分～11時25分
		役場内海支所	11時30分～11時45分			内泊集会所	11時35分～11時40分
	御荘	御荘菊川農村研修センター	13時00分～13時15分		城辺	中泊集会所	11時50分～11時55分
		平山集会所	13時35分～13時40分			越田集会所	13時25分～13時30分
		長崎集会所	14時00分～14時05分			緑基幹集落センター	14時45分～15時00分
		長月公民館	14時35分～15時05分			豊田集会所	15時15分～15時20分
		和口第2集会所	15時25分～15時30分			長野集会所	15時40分～15時50分
		栄町集会所	15時50分～15時55分			蓮乗寺バス停	16時05分～16時10分
		節崎コミュニティセンター	16時10分～16時15分			農業共済組合前	16時30分～16時40分
		馬瀬集会所	16時35分～16時40分			役場本庁	17時05分～17時30分
御荘文化センター	17時05分～17時30分						
5月25日(水)	御荘	猿鳴集会所	8時30分～8時35分	城辺	大僧都集会所	8時50分～8時55分	
		旧中浦小学校	9時05分～9時10分		僧都ふれあい交流館	9時05分～9時10分	
		中浦漁村振興センター	9時30分～9時35分		山出集会所	9時30分～9時35分	
		尻貝集会所	9時55分～10時00分		大道集会所	9時55分～10時00分	
		高畑バス停	10時10分～10時15分		太場集会所	10時15分～10時20分	
		赤水コミュニティセンター	10時30分～10時35分				
		深泥集会所	10時50分～10時55分		上大道集会所	10時40分～10時50分	
		御荘B&G海洋センター	11時20分～11時45分		満倉集会所	11時10分～11時15分	
	城辺	新浦バス停	13時10分～13時20分	一本松	中川コミュニティセンター	11時40分～11時55分	
		久良漁協	13時35分～13時45分		広見コミュニティセンター	13時30分～13時50分	
		鯖越集会所	14時05分～14時10分		増田コミュニティセンター	14時15分～14時25分	
		深浦公民館	14時30分～14時45分		御在所集会所	14時50分～14時55分	
		旧愛南漁協東海支所	15時00分～15時10分		徳田集会所	15時15分～15時20分	
		東海公民館	15時30分～15時40分		正木下集会所	15時30分～15時35分	
		敦盛集会所	15時50分～15時55分		東小山集会所	15時50分～15時55分	
		脇本集会所	16時25分～16時30分		小山本村集会所	16時10分～16時15分	
城の辺学習館	17時10分～17時30分	内尾串集会所	16時30分～16時35分				

◎予防注射料…1頭につき 3,000円

(注射済票交付手数料550円を含む。)

◎登録料…1頭につき 3,000円

(登録は1頭につき1回。※認め印が必要です。)

※混雑を避けるため、お支払いはつり銭のいらないようにお願いします。

◆該当者には通知ハガキを郵送していますので、当日は必ずご持参ください。ハガキを忘れた場合、記入していただく書類があります。



問合せ 環境衛生課 TEL72-7316